桂川町自治基本条例 検証結果報告及び答申

令和 元 年 8 月

第2期 桂川町自治基本条例推進委員会

はじめに

桂川町自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)は、来年の4月で制定から5年目を迎えます。この条例は、桂川町のまちづくりの考え方、進め方などの基本的なルールを定め、町民が主体となった自治のまちづくりを実現させるための基本となる重要な条例です。

第2期桂川町自治基本条例推進員会(以下「推進委員会」という。)では、平成29年9月12日から2年にわたって自治基本条例第12章の規定に基づき、条例の内容検討及び各条文の運用状況の把握と充実を図るための検証を行い、本答申書をまとめました。

本答申書の作成に当たっては、以下の基本方針に沿って行いました。

【答申書作成の基本方針】

- 1)地方自治の推進を基本理念としたうえで、客観的な事実に基づき、取り 組みの評価と問題点の指摘を行い、改善策に関する提言を行うという理 論的な進め方で作成する。
- 2)推進委員会答申の各事項に対して、町執行機関及び議会(以下「行政等」という。)が的確に対応することができるような答申とする。
- 3)本答申以降設置される桂川町自治基本条例推進委員会において、行政等の答申への対応が客観的に把握できるような内容とする。

推進委員会は、行政等に対し、推進委員会が示した本答申書による自治基本条例の確実な運用実現に向けて、「課題改善への計画」「課題改善の取り組み」「自己検証」「課題改善」という『PDCAサイクル』に基づいて、自治基本条例を着実に推進することにより、この検証結果及び答申が、行政運営、議会活動そして町民生活における自治活動を活発化させていく一助となることを求めます。

条例全体にかかわる提言

地方自治を推進していくうえでは、地方自治体には自主自立、そして町民には主権者たる自覚が求められています。地方自治による「町政運営及びまちづくり」は、主権者である町民と町が、情報の共有の下に参画・協働しなければなりません。そのために、次の事項を提言します。

第一に、自治基本条例第2条第1項に規定しているように、町民、議会及び町長等は、この条例を最大限尊重しなければなりません。町政の推進に当たっては、常に自治基本条例を念頭におき、これを遵守してください。

第二に、自治基本条例第4条第2項に規定しているように、町政は主権を有する住民の信託に基づき行われるものであり、議会及び町長はその信託に応えた「町政運営及びまちづくり」に努めてください。上記の自治基本条例遵守はもちろん、第3章や第4章の規定を確実に実行してください。

第三に、町は、将来的な人口減少と高齢化を踏まえた自立的な町政運営、団体自治及び住民自治のあり方について、町民と行政等が積極的に議論する仕組みを確立してください。

第四に、町は、第3章や第4章及び第5章など各章に規定しているように、町民に対し町政に関する情報をわかりやすく説明するとともに、町民の意見及び要望、地域課題を把握し、町民との情報共有を図る仕組みを確立してください。

第五に、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程においては、 多様な手段によって幅広い町民の参画の機会を設ける仕組みを確立してください。

各章の検証と提言

前文及び第1章 総則

(前文)

私たちの住む桂川町は、緑に満ちた自然豊かなまちで、福岡県のほぼ中央に位置し、交通の利便性に恵まれています。

歴史を振り返れば、国の特別史跡王塚古墳を始め、大小多くの古墳が存在し、古代から栄えてきました。また、明治中期以降は、我が国最大の筑豊炭田の一画を占め、日本の近代化を支えてきました。

私たちは、基本的人権と平和を基礎としたまちづくりと、人づくりを大切にする「住みたい・住み続けたい」まちに、この桂川町を更に発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

現在、地方分権の時代を迎え、地方自治体には自主自立が、町民には主権者としての自覚が求められています。そのため、「まちづくり」は、主権者である町民と町が、情報の共有の下に参画・協働して、文化の薫り高い心豊かで活力ある桂川町を築いていかなければなりません。

こうした考えの下、住民自治を推進するための基本となる理念や原則、方策等 を明らかにするために、桂川町の礎としてこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、桂川町の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、町民の権利及び責務、議会及び町長等の役割及び責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

(条例の位置付け)

- 第2条 この条例は、桂川町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及 び町長等は、これを尊重しなければならない。
- 2 他の条例、規則その他規程の制定、改正及び廃止並びに計画の策定、変更 及び廃止に当たっては、議会及び町長等は、この条例との整合を図らなければ ならない。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町民 町内に住所を有する人(以下、「住民」という。)、町内で働く人及 び学校に通う人並びに町内において事業を行う法人等をいう。
 - (2) 町 議会及び町長等の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
 - (3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、 農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (4) 参画 町民が政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程に主 体的に関わり、行動することをいう。
 - (5) 協働 町民、議会及び町長等が、それぞれの責任及び役割分担を尊重し、 対等な立場で相互に補完し合い、協力することをいう。
 - (6) 地域コミュニティ 行政区並びに地域性及び共同意識を基盤に、共生共助の住みよい地域社会をつくるため、様々な地域の課題に自ら取り組むことを目的として町民により自主的に形成された多様な団体又は組織をいう。 (基本理念)
- 第4条 桂川町の自治の主体は、町民であることを基本とする。
- 2 町政は、主権を有する住民の信託に基づき行われるものとし、議会及び町 長は、その信託に応えなければならない。

(基本原則)

- 第5条 桂川町の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、 自分たちで考え、決定し、町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とする。
- 2 まちづくりの基本は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、社会的身分又は 門地等に関わりなく、個人の人権が尊重されるまちを実現することを旨として 行わなければならない。
- 3 町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとする。
- 4 町民及び町は、男女の区別なく自治を担う人材を育成するとともに、参画 及び協働の機会を提供するものとする。

- ■検証項目:前文及び総則(検証 No. 1)
- (1) 本条例の基本条例としての性格、位置付けについて 桂川町議会において、下記のような決議が行われている。
 - ① 現行法上、特別の条例の類型を認める規定(条例間の序列を規定する)は、 憲法にも法令にも存在しない。よって、法的効力のない規定をわざわざ取り入れ なくて、整合性を図る位置付けとするため、「最高規範」を削除する。・・・(平成 26年1月及び7月:桂川町自治基本条例調査特別委員会)
 - ② 本条例が最高規範であることは、前文及び第2条で明文化されており「最大限」尊重されることは当然であるので、・・・(平成26年1月及び7月:桂川町自治基本条例調査特別委員会)

(2) 評価の視点

- ① 前文及び第1章各規定は、本条例の性格、位置付けを十分に表しているか。
- (3) 評価(下表「評価」欄の数字は、評価した委員の数です。)

【視点①】前文及び第1章各規定は、本条例の性格、位置付けを十分に表しているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	1
В	ある程度評価できる	5
С	評価できない	1

【評価理由・意見】

- 全体的には表している。
- ・桂川町の礎としての表現が分かりにくい。
- ・前文には、「基本的人権と平和を基礎としたまちづくり、人づくり」が明記されており、大変評価できる。
- ・総則には、主権者である町民の目的及び執行機関としての行政や住民の代表機関である議会の役割が位置付けられている。
- ・基本理念として自治の主体は、町民であることを基本としている。

(4)『前文及び総則』に関する提言

- ・条例前文には、本条例が「桂川町の地方自治における最高規範」であることを明記すること。
- ・本条例が地方自治の基本的な姿勢を定めるものであり、最大限尊重されるべき 法令であることを条例第2条に明記すること。

・前文4段落目「現在、地方分権の時代を迎え、地方自治体には自主自立が、町 民には主権者としての自覚が求められています。」の部分を次のとおり変更すること。

現在、地方分権改革の進展により、国と地方公共団体は対等協力という新たな関係へ変化したことに伴い、地方公共団体は、これまで以上に地域特性を考慮しつつ、町民の意思を反映した政策を自ら立案し、実施することが求められています。地方自治体には町政と二元代表制である議会においても、その果たすべき役割と責務が急速に拡大しており、町民には主権者としての自覚が求められます。

第2章 町民の権利及び責務

(町民の権利)

- 第6条 町民は、誰もが平等に個性と能力を発揮し、まちづくり及び町政に参画する権利を有する。
- 2 町民は、町が保有する町政に関する情報について知る権利を有する。
- 3 町民は、法令等の定めるところにより、町の行政サービスを等しく受ける 権利を有する。
- 4 町民は、まちづくりへの参加に当たっては、その自主性が尊重されるとと もに、参加すること又は参加しないことによって不利益な扱いを受けないもの とする。

(町民の責務)

- 第7条 町民は、互いを尊重するとともに、個々の能力をいかし、自治の主体 としてまちづくり及び町政への参画及び地域の課題の解決に取り組むものと する。
- 2 町民は、まちづくり及び町政に関心を持ち、参画の機会を積極的に活用するとともに、参画に当たって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者等の責務)

第8条 町内において事業を行う法人等は、その社会的責任を認識し、町民が 共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めなければならない。

■検証項目:町民の権利及び責務(検証 No. 2)

- (1) 町民や事業者への自治基本条例の周知・啓発について
 - ① 広報けいせんに自治基本条例全文掲載・・・(平成 26 年 11 月号)
 - ※事業者(天道工業団地、町内医療機関・薬局など34事業所へは個別送付)
 - ② 自治基本条例の全戸配布(逐条解説本)・・・(平成 27 年 3 月)
 - ③ 各行政区で開催された人権・同和地区懇談会時に概要説明実施

···(平成 27 年 10 月)

(2)評価の視点

- ① 町民や事業者への自治基本条例の周知・啓発は十分になされているか。
- (3) 評価(下表「評価」欄の数字は、評価した委員の数です。)

【視点①】町民や事業者への自治基本条例の周知・啓発は十分になされているか。

	評価内容	評価
A 十分記	評価できる	
B ある和	呈度評価できる	2
C 評価	できない	5

【評価理由·意見】

- ・逐条解説の全戸配布だけでは、町民に浸透することはない。
- ・地域懇談会は参加者も少なく、15 分程度の説明では、周知・啓発を果たしたことにはならない。
- ・「基本ルール」としての認識が、行政、議会、住民の3者ともに認識が薄い。
- · 自治基本条例を活かした町づくりには、条例の町民への説明が不十分である。
- 各行政区で開催される常会等で自治基本条例の啓発を行うのが良い。

(4)『町民の権利及び責務』に関する提言

- ・町長、議員、行政は、率先して住民に自治基本条例の周知・啓発を図ってこなかったことを反省するとともに、今後の取り組みに関する実施計画を立てること。
- ・ 当該年度を主とする重要な町づくりの施策や方向性、また実施された重要事業の成果などについて、町民へ直接説明する場、また町民が意見を述べる広聴の場を速やかに設けること。
- ・ 広く意見聴収するため、発言回数の制限導入や、多数の意見を聴くための十分 な時間確保など、有意義な広聴活動となる努力をすること。

第3章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

- 第9条 議会は、住民の代表機関として、町政に関する町民の意思を的確に把握し、町政に反映させなければならない。
- 2 議会は、町政運営が適正に行われるよう監視する機能を果たさなければな らない。
- 3 議会は、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行わなければならない。
- 4 議会は、原則として会議を公開するとともに、その審議過程、結果等議会が保有する情報を町民に分かりやすく提供し、町民との情報の共有及び開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

- 第10条 議員は、選挙で選ばれた住民の代表であることを自覚し、公平、公 正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 議員は、政治倫理の確立と自己研鑽さんに努め、積極的に町民の意思を把握するとともに、町民全体の利益を最優先し、町民の信託に応えなければならない。
- 3 議員は、議会活動及び町政の状況について、積極的に町民に公開するよう 努めなければならない。

■検証項目:議会の役割及び責務(検証 No. 3)

- (1)議会及び議員の主な取り組み
 - ① 閉会中の委員会も含めた傍聴可能・・・(平成26年3月定例会以降)
 - ② 議会広報委員会を設置し議会独自の広報紙「議会だより」発行 …(平成 26 年 5 月 30 日 第 1 号発行、以降随時発行)
 - ③ 議会会議録公開(ホームページ)・・・(平成29年6月定例会以降)
 - ④ ウェブ動画での議会本会議(録画)公開···(平成29年6月定例会以降)
 - ⑤ 議員発議による議員定数削減
 - ・・・(平成 26 年 11 月 19 日~2 名削減し定数 10 名)
 - ⑥ 新年度予算審議他、町政全般に係る重要案件に関しては全員協議会を随時実施 (平成 27 年 3 月定例会以降)

(2)評価の視点

- ① 町民の意思を的確に把握し、町政に反映させているか。
- ② 独自の政策立案及び政策提言を行っているか。

(3) 評価(下表「評価」欄の数字は、評価した委員の数です。)

【視点①】町民の意思を的確に把握し、町政に反映させているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	
В	ある程度評価できる	3
С	評価できない	4

【評価理由・意見】

- ・議員にもよるが、町民の意思把握を行っていない。
- ・ 党所属の議員は報告会などあるようだが、「議会だより」だけでは、議会・議員の 取り組みや活動がわからない。
- 議員、議会としてのまちづくり、人づくりの動きが見えてこない。
- ・議員は、議会の本会議、委員会に出席することを主とし、町の将来のための、議員からの政策立案が全くされていない。
- ・議会での質問内容を掲載した、独自の活動報告紙をポスティングするなど、活発な活動は評価できる。

【視点②】独自の政策立案及び政策提言を行っているか。

評価内容	評価
A 十分評価できる	
B ある程度評価できる	2
C 評価できない	5

【評価理由・意見】

- 議会広報等だけでは見えてこない。
- ・教育施設や設備が議員提案で充実してきていることは評価できる。
- ・地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視するとともに、地域の課題の把握や多様な意見の反映ができていない。
- ・議員は、議会の本会議、委員会に出席することを主とし、町の将来のための、議員からの政策立案が全くされていない。

(4) 『議会の役割及び責務』に関する提言

- ・政策立案ほか議員の活動方法を学ぶため、年 2 回程度、外部講師を呼び、議員活動等の研修会を行うこと。
- ・議会は、住民の代表として町政に関する町民の意思を町政に反映させ、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- ・議会は、会議を公開し、その結果を町民に丁寧に解りやすく報告する方法を検討し、議会活動の周知を図ること。
- ・議会基本条例をできるだけ速やかに創設すること。

第4章 町長、職員及び審議会等の役割及び責務

(町長の役割及び責務)

- 第11条 町長は、町民の信託に応えるため、この条例及び法令等を遵守し、 公正、誠実及び総合 的にまちづくり及び町政運営を行わなければならない。
- 2 町長は、町民の意思及び実情を把握し、町民福祉の増進を図るため、必要 な施策を講じなければならない。
- 3 町長は、町民の参画及び協働によるまちづくりを推進するとともに、町民 との情報の共有に努めなければならない。
- 4 町長は、職員を指導監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとと もに、人材を育成しなければならない。

(職員の責務)

- 第12条 職員は、全体の奉仕者としてこの条例及び法令等を遵守し、公平、 誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、職務能力の向上を目指し、創意工夫及び自己研鑽に努めなければ ならない。
- 3 職員は、町民の視点に立って職務を遂行し、町民との信頼関係を構築する よう努めなければならない。
- 4 職員は、参画と協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、自らもまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

(審議会等の運営)

- 第13条 町長等は、町の執行機関に設置する審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。)の委員を選任するに当たっては、設置目的等に応じて可能な限り公募による委員が含まれるよう努めなければならない。
- 2 町長等は、審議会等の委員の構成について、男女の比率及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一委員が長期にわたり委員に就任し、 又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないよう努めなければならない。
- 3 町長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。
- 4 前項に規定する審議会等の会議及び会議録の公開に関し必要な事項は、別に定める。

- ■検証項目:町長、職員及び審議会等の役割及び責務(検証 No. 4)
- (1)-I.自治基本条例施行後の行政の主な取り組み
 - ① 自治基本条例など住民生活に大きく関係するものや、まちづくりの計画は配っている。それ以外は、町報で計画の内容説明や概要を掲載している。
 - ② 平成 27 年度以降に作成された計画一覧・・・別添資料①参照。
 - ③ 町民福祉の計画については整備済み。
 - ④ 公募に関する要綱等は、それぞれの審議会ごとに定め、本自治基本条例第 39 条に沿って実施。
- (1)-Ⅱ. 町が町民等と意見交換ができる機会の回数
 - ① 平成 28 年度 イベント: 16 回 各種総会等: 60
 - ② 平成 29 年度 イベント: 17 回 各種総会等: 64
 - ※「イベント」については、次第で町長挨拶のみのものを除き、町民や参加者との意見交換ができうるものを抽出。また、「各種総会等」も各行政区総会や敬老会、各種団体の総会や意見交換会、懇親会など、町民や参加者との意見交換ができうるものを抽出。

(2) 評価の視点

- ① 町長は、町民の意思を的確に把握し、町民との情報共有に努めるとともに、町政に反映させているか。
- ② 職員は、参画と協働のまちづくり推進及び自らもまちづくりに積極的に参加できているか。
- ③ 町の審議会等は、会議及び会議録の公開に関し規定が設けられているか。

(3)評価

【視点①】町長は、町民の意思を的確に把握し、町民との情報共有に努めるとともに、 町政に反映させているか。

評価内容	評価
A 十分評価できる	1
B ある程度評価できる	5
C 評価できない	1

【評価理由・意見】

- 各行政区の総会・敬老会等に積極的に出席され、情報発信をされている。
- ・各種会合など出席され、住民との交流を重要視され、福祉バスなど町民の要望に 即応されたことなど評価できる。
- ・町の総合戦略及び人口ビジョンを策定されたこと。

・ 町職員は、異動後、担当者が変われば、町づくりの取組みや方針が一変すること が見受けられるので、担当によってブレない引き継ぎを行ってもらいたい。

【視点②】 職員は、参画と協働のまちづくり推進及び自らもまちづくりに積極的に参加できているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	
В	ある程度評価できる	5
\mathbf{C}	評価できない	2

【評価理由・意見】

- ・多くの若い職員は、ボランティア活動として、まちづくりに参加している。
- ・各事業所管の職員以外には、まちづくりや各種行事に参加する職員が少ない。
- ・大半の職員が、自治基本条例への理解不足であり、まちづくりへの積極的参加 が少ない。
- ・限られた職員の各職場での参画が見られる。

【視点③】 町の審議会等は、会議及び会議録の公開に関し規定が設けられているか。

評価内容	評価
A 十分評価できる	1
B ある程度評価できる	3
C 評価できない	3

【評価理由・意見】

- ・各種会議で、会議録の作成、公開が行われていることを評価。
- ・議会の会議録は公開されており、概ね、他の審議会なども要求により公開される。
- 町民には何も知らされていないのではないかと思われる。
- ・審議会の重要な決定事項の周知方法も必要と思われる。

(4)『町長、職員及び審議会等の役割及び責務』に関する提言

- ・ 町長及び町職員が町民の信託に応えるため、自治基本条例及び法令等を十分 に理解するための研修会や懇談会などを定期的に開催すること。
- ・ 町長及び町職員は、町民の意思及び実情に沿って、町民福祉の増進及び必要 な施策を講じること。
- ・飯塚市や嘉麻市などと、職員の交換研修制度などによる人材育成を図ること。
- ・町が推進する事業、重要案件などの説明会を開催すること。

第5章 町政の運営

(総合計画)

- 第14条 町長は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、議会の議決を 経て、総合計画を定め、その実現を図らなければならない。
- 2 町長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く町民の参画の機会 を確保しなければならない。
- 3 町長は、総合計画を実施するに当たっては、透明性を確保し、適切に進行 管理を行うとともに、進捗状況を町民に公表しなければならない。
- 4 町長等は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(財政運営)

- 第15条 町長は、財政状況を的確に把握し、中長期的な視点で予算編成を行 うとともに、効率的かつ効果的な施策の展開を図ることにより、健全な財政運 営に努めなければならない。
- 2 町長は、財政運営の状態を的確に分かりやすく町民に公表しなければならない。

(行政評価)

- 第16条 町長等は、総合計画等に基づいた施策の成果、達成度及び問題点を 明らかにするため、行政評価を実施しなければならない。
- 2 町長は、行政評価の結果を的確に分かりやすく町民に公表するとともに、 施策、事業等に適切に反映するよう努めなければならない。

(危機管理)

第17条 町は、町民の安全で、安心な暮らしを確保するため、常に不測の事態に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、町民及び地域コミュニティとの連携を図らなければならない。

■検証項目: 町政の運営(検証 No. 5)

- (1) I. 総合計画や財政状況の公表について
- (A) 第5次桂川町総合計画・・・パブリックコメント未実施
 - ① 平成 23 年3月に策定(期間:平成 23 年度~平成 32 年度)
- (B) 桂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略/人口ビジョン策定・・・アンケート、分野 別プロジェクトミーティングを実施
 - ① 平成 28 年3月に策定
 - ② 平成28年10月、平成29年11月に総合戦略検証委員会にて検証済み(結果は町HPにて公表)

(C)財政運営の公表について

- ① 毎年、広報けいせん4月号にて、当該年度の町政及び予算に関する情報を掲載
- ② 毎年、広報けいせん 11 月号にて、決算に関する情報掲載

(1)-Ⅱ. 危機管理について

- ① 平成 25 年4月~ 防災行政無線供用開始(町内 48 箇所設置)
- ② 桂川町地域防災計画策定(平成27年3月) 町民向けに、平成27年5月に防災総合ハンドブック各戸配布
- ③ 平成 24 年度に町内全域で7つの自主防災組織を設立及び各行政区に防災 倉庫を設置
- ④ 平成 26 年度、27 年度で町総合防災訓練開催(町消防団、自主防災組織、 町民参加)
- ⑤ 平成 28 年度に、桂川町消防団実践ポンプ操法大会実施

(2)評価の視点

- ① 町長は、総合計画の適切な進行管理及び施策の成果、達成度及び問題点等 の行政評価を実施しているか。
- ② 町長は、健全な財政運営に努めるとともに、財政運営の状態を町民にわかりや すく説明しているか。
- ③ 町は、町民の安全で、安心な暮らしを確保するための危機管理ができているか。

(3)評価

【視点①】 町長は、総合計画の適切な進行管理及び施策の成果、達成度及び問題 点等の行政評価を実施しているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	1
В	ある程度評価できる	1
С	評価できない	5

【評価理由・意見】

- ・町の広報紙等で周知されている。
- ・総合計画や重点プロジェクトの動向が見えてこない。
- ・総合計画や人口ビジョンの執行状況をもう少し、わかりやすいように公表すべき。

【視点②】 町長は、健全な財政運営に努めるとともに、財政運営の状態を町民にわかりやすく説明しているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	
В	ある程度評価できる	2
С	評価できない	5

【評価理由・意見】

- ・町の広報紙、ホームページ等で公表されている。
- ・大まかな予算等は広報で把握できるが、町長の給料や議員の報酬は不明であり、 明らかにすべきである。
- 財務状況については、広報で説明しているが、専門的で内容がわかりにくい。

【視点③】町は、町民の安全で、安心な暮らしを確保するための危機管理ができているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	
В	ある程度評価できる	4
С	評価できない	3

【評価理由・意見】

- ・防災無線は、風向きにより聞こえにくい。特に、台風など災害時には、風雨で聞こ えない。
- 防災倉庫や防災無線の設置などが評価できる。
- ・防災無線は、ほとんど効果が見えない。

(4)『町政の運営』に関する提言

- ・ 町長は、総合計画を策定するに当たっては、関連条例等との整合を図り、町民と 町が協働したまちづくりを実現できるよう策定すること。
- ・町長は、総合計画の見直しに当たっては、町民の参画機会を確保し、事業見直 しに関する意見が反映できるような機会を設けること。
- ・町長は、総合計画に盛り込まれた事業の評価と進捗状況について検証を行い、 町民に向けてわかりやすく公表すること。
- ・防災に関する取組みをさらに充実させること。
- ・ 地震や大雨による防災に関する取り組みについては、体系的な対応策を講じること。
- ・防災無線やケーブルテレビなどについては、十分にその機能を発揮できるように 改善すること。
- ・ 予算や決算など財政報告に関する広報では、将来的な財政の見通しなど重要 な項目をわかりやすく説明を加えた掲載とすること。

第6章 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

- 第18条 町は、町民の知る権利を尊重するとともに、町民の町政への参加及 び協働を促進するため、町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表し、 又は提供しなければならない。
- 2 町は、町民の意見及び要望等並びに地域課題を把握し、町民との情報の共 有を図らなければならない。
- 3 情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (説明責任及び応答責任)
- 第19条 町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程について、町民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。
- 2 町長等は、町民の意見、要望及び苦情等の申立てに対して、速やかに事実関係を調査し、それに応答しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第20条 町は、個人の権利及び利益を保護するため、町が保有する個人情報 を適正に取り扱わなければならない。
- 2 個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、別に条例で定める。

■検証項目:情報の公開及び共有(検証 No.6)

- (1)-I.情報の公開及び共有に関する主な取り組み
 - ① 毎月、全世帯に広報誌を配布。地方自治法に定めのある財政の情報以外にも、 各計画や施策について適宜掲載、説明。
 - ② 情報公開に関しては、すでに桂川町の情報公開条例と個人情報保護条例ができている。実行されている。
- (1)-Ⅱ.「情報公開制度」運用状況(※開示の請求があったもの)
 - ① 平成 28 年度 審議会等会議録など:7件 その他:15
 - ② 平成 29 年度 審議会等会議録など:9回 その他:11
 - ※「審議会等会議録など」は、審議会や議会の会議録や当該会議資料など。また、 「その他」は、町所有の図面や個別の協議内容など。

(2)評価の視点

- ① 町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表、提供されているか。
- ② 町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価等において、町民にわかりやすく 説明がなされているか。
- ③ 個人情報の取り扱いは、適正に行われているか。
- (3) 評価(下表「評価」欄の数字は、評価した委員の数です。)

【視点①】町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表、提供されているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	1
В	ある程度評価できる	2
С	評価できない	4

【評価理由・意見】

- ・町の広報紙、ホームページ等で公表されており、分かりやすい。
- ・ 町政懇談会など積極的に行うべきである。
- ・ただ単に公表するだけであって、町民の意見が見えてこない。

【視点②】町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価等において、町民にわかりや すく説明がなされているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	1
В	ある程度評価できる	1
С	評価できない	5

【評価理由・意見】

- ・ 行政区の総会等で、分かりやすく説明がなされている。
- ・ 町政懇談会など積極的に行うべきである。
- ・ただ単に公表するだけであって、町民の意見が見えてこない。

【視点③】個人情報の取り扱いは、適正に行われているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	1
В	ある程度評価できる	4
С	評価できない	2

【評価理由・意見】

- 適切に取り扱われている。
- ・情報公開条例や個人情報保護条例が策定されているが、十分なのか疑問。
- ・どのような方法で行われているかわからない。

(4) 『情報の公開及び共有』に関する提言

- ・ 町が抱える課題やそれに対する行政や議会の取り組み、その議論の経過などが 町民にわかりやすく伝わる広報を行うこと。
- ・町政懇談会に代わる機会を設け、町民との十分な情報交換を行うこと。
- ・ 年1回副町長及び関係課長で構成する広聴会を開催すること。

第7章 参画及び協働

(町民参画の推進)

- 第21条 町長等は、幅広い町民の参画を得てまちづくりを推進するため、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。
- 2 町長等は、まちづくりへの参画に関する町民の意思、意見及び要望等を尊重し、適切に対処しなければならない。

(男女共同参画の推進)

- 第22条 町民及び町は、社会のあらゆる分野で男女が互いに人権を尊重し、 社会の対等な構成員として、個性と能力が発揮できるよう、男女共同参画を 推進しなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(子どもの参画推進)

- 第23条 子どもは、自治の主体の一員として、それぞれの年齢に応じて、ま ちづくりに参画することができる。
- 2 町民及び町は、子どもが安全かつ健全に成長できる環境を整えなければな らない。
- 3 町民及び町は、子どものまちづくりへの参画を積極的に推進しなければな らない。

(参画の対象)

- 第24条 町長等は、政策の形成及びその実施過程への町民の参画を保障する ため、次に掲げるもののうち町民の生活に重要な影響を及ぼすものについて は、町民に意見を求めなければならない。
 - (1) 計画の策定、変更又は廃止
 - (2) 条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 施策の実施、変更又は廃止

(参画の方法)

- 第25条 町長等は、町民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査及び公聴会等の開催その他適切な方法により実施するものとする。
- 2 町民に意見を求めることに関し必要な事項は、別に定める。

(協働の推進)

- 第26条 町民及び町は、次に掲げることを基本とし、情報の共有の下に協働 によるまちづくりを推進するものとする。
 - (1) 対等な社会の構成員として、相互の自発性及び自主性を尊重するとともに、相互の役割を認識し、理解を深めること。
 - (2) 目的を共有するとともに、まちづくりの計画、実施、評価及び見直しの 過程において相互の意見及び行動を反映させ、その成果を公表すること。
- 2 町は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、町民活動の自発性を尊 重し、支援するよう努めなければならない。

■検証項目:参画及び協働(検証 No. 7)

- (1) 参画及び協働に関する主な取り組み
 - ① 計画によっては、みんなで考える委員会や策定委員会をつくり、委員募集を行っている。また、現状分析のアンケート実施やパブリックコメントを行い、策定後は広報等で知らせしている。
 - ② 男女共同参画の委員募集で、今までは女性の応募が少なかったが、最近は増 えた。
 - ③ 子どもが参画する機会、情報提供や勉強する機会を設けている。
 - ④ 教育施設の充実や学童保育の充実を図っている。

(2) 評価の視点

- ① 町民の参画の機会(パブリックコメント、アンケート調査、公聴会等の開催)は十分に確保されているか。
- ② 男女共同参画の推進は図られているか。
- ③ 子どもの参画の推進は図られているか。
- ④ 町は、町民活動の自発性を尊重し、支援を行っているか。

(3) 評価(下表「評価」欄の数字は、評価した委員の数です。)

【視点①】町民の参画の機会(パブリックコメント、アンケート調査、公聴会等の実施)は 十分に確保されているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	
В	ある程度評価できる	5
\mathbf{C}	評価できない	2

【評価理由・意見】

- ・参画の機会は確保されていると思う。
- ・男女共同参画の基本計画や推進条例はできたが、今後、これらの周知及び実行により、女性の参画機会(人数)が増えることで、評価もあがると思う。
- ・男女共同参画の基本計画及び推進条例が設定された。

【視点②】 男女共同参画の推進は図られているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	1
В	ある程度評価できる	5
С	評価できない	1

【評価理由・意見】

- 各種委員等に女性の登用も行われている。
- ・男女共同参画の基本計画や推進条例はできたが、今後、これらの周知及び実行により、女性の参画機会(人数)が増えることで、評価もあがると思う。
- ・町政に参画してみようという女性が少しずつ増えてきている。

【視点③】子どもの参画の推進は図られているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	1
В	ある程度評価できる	4
С	評価できない	2

【評価理由・意見】

- 子どもの参画機会も確保する取り組みも行われている。
- ・町長が子どもたちへまちづくりの説明を行ったり、総合学習単位として取り組まれている点を評価。
- ・町長や担当課がその取り組みを推進されている。

【視点④】町は、町民活動の自発性を尊重し、支援を行っているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	
В	ある程度評価できる	2
С	評価できない	5

【評価理由・意見】

- 実施されている。
- ・ 少子高齢化に伴い、老人会や子ども会が無い行政区に対する、町の取り組みが見えない。
- ・本条例は町民に周知されていない段階で無理と思われる。

(4)『参画及び協働』に関する提言

- ・パブリックコメントに関して、意見を求める対象事項及び手順等を定めること。
- ・ 女性に町政への参画機会を与えるとともに、行政の幹部職員、議員における女性の割合を増やすための施策を推進すること。
- ・ 町づくりや町民生活に直結する事業や施策の企画立案時には、町民の参画に 積極的に努めること。

第8章 住民投票

(住民投票の実施)

- 第27条 町長は、町政に関わる重要事項について、広く町民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 町民及び町は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の発議及び請求)
- 第28条 桂川町の議会の議員及び町長の選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、町政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、町長に住民投票の請求をすることができる。
- 2 町長は、前項の請求があつたときは、意見を付けてこれを議会に付議しな ければならない。
- 3 議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について 発議することができる。
- 4 町長は、前 2 項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議 決したときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 町長は、第1項の請求に係る署名者数が有権者の総数の3分の1を超えた ときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

■検証項目:住民投票(検証 No. 8)

- (1)評価の視点
 - ① 住民投票に関する条例制定

【評価理由・意見】

- ・条文で、町長は町政に関する重要事項について、広く町民に意思を把握するため、住民投票を実施することができるとされているが、未策定である。
- (2) 『住民投票』に関する提言
 - ・町長は、町民の意思を把握するための住民投票について、早急に住民投票に 関する条例を定めること。

(地域コミュニティ活動への参画等)

- 第29条 町民は、地域コミュニティが行う多様な活動(以下「地域コミュニティ活動」という。)に積極的に参加することにより、これを守り育てるよう 努めるものとする。
- 2 町民は、地域コミュニティ活動への参加を通して、共生する地域住民との つながりを強くするとともに、地域の抱える課題を共有し、その解決に向け て計画的に取り組み、住みよい地域 社会の維持形成に努めるものとする。
- 3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について、町民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
- 4 町民は、地域コミュニティ活動を展開していく中で、新たな人材の育成と ともに、参画しやすい開かれた体制づくりに努めるものとする。
- 5 地域コミュニティは、他の地域コミュニティの自主性を尊重しながら、相 互間の交流及び連携に努めるものとする。

(地域コミュニティ活動への積極的な支援)

第30条 町は、町民活動の重要な担い手である地域コミュニティの活動を尊重するとともに、その活動の推進及び指導者の育成など、まちづくりに関する必要な支援に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域の連携)

第31条 教育委員会は、学校、家庭及び地域との連携を深め、保護者及び地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の声や力を学校運営に反映させ、地域に開かれた活力ある学校づくりの推進に努めなければならない。

■検証項目:地域コミュニティ(検証 No. 9)

- (1)地域コミュニティ活動への積極的な支援について
 - ① 分館活動の充実及びコミュニティ活動の活性化を図るため、2018 年度から新たに「地域はつらつ応援助成金」を創設。

地域公民館を拠点とした地域づくりの発展に寄与するものとして各分館への推進を図る。

② 桂川町社会福祉協議会 たすけあい桂川

(会員登録制)協力会員 60 名 利用会員 100 名 (平成 30 年 11 月 8 日現在) (活動状況)

平成 29 年度 依頼件数 221 件 協力員数 延べ 850 人 平成 30 年度 依頼件数 110 件 協力員数 延べ 514 人 ※平成 30 年 4 月 1 日~10 月 26 日

(2) 評価の視点

- ① 地域コミュニティ活動推進のため、町は積極的な支援を行っているか。
- (3) 評価(下表「評価」欄の数字は、評価した委員の数です。)

【視点①】地域コミュニティ活動推進のため、町は積極的な支援を行っているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	1
В	ある程度評価できる	1
C	評価できない	5

【評価理由・意見】

- 各行政区の取り組みに対して支援を行っている。
- ・各行政区をより活性化させるには、分館長制度の制定が必要である。また、より 行政区を活性化させるためには、自治組織を見直す時期にある。
- ・ 小さな行政区では役員のなり手も無いのが実情で、分館長制度の制定は無理な のではないか。

(4)『地域コミュニティ』に関する提言

- ・ 宮崎県綾町などの先進事例を参考に、桂川町に適した分館長制度や行政区制 度など自治組織のあり方を見直すこと。
- ・ 行政区による自主的な活動を活発化するため、行政区の代表人選や予算付与 をはじめ、行政区への支援体制を体系的に構築すること。
- ・住民自治組織の創設、区長制の機能化、組織化を図り、町民の自主化を目指すこと。
- ・防災や環境保全創造など、ここちよい地域づくりを行う、住民自治組織の確立に 向けて、指導者を育成すること。
- ・新しい自治組織の確立に向けて、地域住民や外部の専門家による検討委員会を設置し、早急に本格的な検討を始めること。

第 10 章 環境

(環境への配慮)

- 第32条 町民及び町は、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、将来にわたつて良好な環境を確保できるよう努めなければならない。
- 2 町は、前項の規定に基づく施策の展開を図るとともに、町民への啓発に努 めなければならない。

■検証項目:環境(検証 No. 10)

- (1)環境への配慮について
 - ① 毎年、春と秋の年2回、全町挙げての環境美化運動を実施 行政、行政区(町民)、企業(衛生関連企業)、ボランティアなどが、連携した町 内美化活動。
 - ② 環境美化意識の醸成を目的に、毎年、小学校総合学習における校内美化の取り組みや、町内清掃活動を実施。また、中学校では、保護者も交えての校内美化活動を実施。

(2) 評価の視点

- ① 環境問題を提起する取り組みを行っているか。
- (3) 評価(下表「評価」欄の数字は、評価した委員の数です。)

【視点①】環境問題を提起する取り組みを行っているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	
В	ある程度評価できる	3
С	評価できない	4

【評価理由・意見】

- 他の行政区では、様々な取り組みが行われている。
- ・春と秋の環境美化については、定着しているように思う。
- ・年間2回の環境美化活動は、町民参加者が一部の者だけの取り組みになっており、各行政区の町民への啓発ができてない。

(4) 『環境』に関する提言

- ・環境の保全や創造には、行政だけでなく町民の参加も必要であり、それぞれの 役割分担の下、環境基本計画に基づき、環境保全創造の取り組みを進めること。
- ・現行の環境基本計画を見直し、現状に応じた環境基本計画を早急に制定すること。
- ・上記の環境基本計画の改正等に当たっては、町民との十分な情報交換を行い、 官民の協働体制を構築すること。
- ・各行政区の清掃や草刈り等活動の定期化を進めること。

第11章 連携及び交流等

(国及び県との連携協力)

第33条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、必要に応じて、それぞれ適切な役割分担の下、国及び県と連携し、協力するものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第34条 町は、他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互 理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組ま なければならない。

(町外の人々との交流)

第35条 町民及び町は、町外の人々と環境、福祉及び観光等共通する課題について積極的に情報交換を行うとともに、交流を深め、その人々の知恵及び意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(多文化共生)

第36条 町民及び町は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、 互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重するよう努めなければならない。

■検証項目:連携及び交流等(検証 No. 11)

- (1) 近隣市町との連携について
 - ① 嘉飯圏域定住自立圏

定住自立圏構想とは、都市圏への人口流出を防ぎ、地方圏への人の流れを創出するために国が推進している施策で、人口5万人程度以上の要件を満たす「中心市(飯塚市)」が「近隣市町(嘉麻市、桂川町)」と協定を結び、「定住」に必要な生活機能を圏域で確保するため、役割分担し、連携することで圏域全体を活性化させることを目指すもの。飯塚市(中心市)と桂川町、嘉麻市は、この嘉飯圏域定住自立圏協定を結び、2018 年 10 月から連携事業を開始した。

(2) 評価の視点

- ① 近隣市町との連携はできているか。
- (3) 評価(下表「評価」欄の数字は、評価した委員の数です。)

【視点①】近隣市町との連携はできているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	1
В	ある程度評価できる	4
С	評価できない	2

【評価理由・意見】

- ・ 近隣市町も人口減少に対する懸念があり、その取り組みとして連携を図られている。
- ・ 地元大学の積極的な連携を図り、先生方や学生を大いに活用すべきである。
- ・ある程度評価できるが、中心部(交通の便の良い所)と山間部(バス等の無い所) では、格差が広がっている感じがある。
- ・ 福祉バス等については、関係自治体で共同運行すると、もっと便利になるのでは ないか。

(4)『連携及び交流等』に関する提言

- ・ 嘉飯圏域定住自立圏協定に基づき、環境対策のように単独では実施が難しい 事業や、観光のように連携が有効な事業を対象に、飯塚市、嘉麻市との具体的 な連携事業を定め、実行すること。
- ・地元大学との包括連携協定に基づき、町の抱える課題の抽出並びに解決策の検討、担い手としての学生の活用など大学との連携を進めること。

第12章 条例の見直し等

(条例の検討及び見直し)

第37条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容を検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(自治基本条例推進委員会の設置)

- 第38条 町長は、この条例の趣旨及び目的に沿つた自治の推進を図るため、 桂川町自治基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) この条例の運用及び見直しに関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自治の推進に関する重要事項
- 3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに 関し、町長に意見を述べることができる。

(委員会の組織等)

- 第39条 委員会は、委員8人以内をもつて組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 地方自治に見識を有する者 2人以内
 - (2) 公共的団体が推薦する者 2人以内
 - (3) 町民からの公募による者 4人以内
- 3 委員会の委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

■検証項目:条例の見直し等(検証 No. 12)

- (1) 自治基本条例推進員会について
 - ① 第1期 自治基本条例推進委員会

【任期】H27.7.23~H29.7.22

【委員数】男性:5人、女性3人

(※公募委員:4人)

【委員会開催回数】12回

【活動実績】

桂川町自治基本条例推進委員会への諮問に対する答申(H29.7.12)

② 第2期 自治基本条例推進委員会

【任期】H29.9.12~R1.9.11

【委員数】男性:5人、女性2人

(※公募委員:3人) 【委員会開催回数】12回

【活動実績】

桂川町自治基本条例推進委員会への諮問に対する答申(R1.8)

(2) 評価の視点

① 自治基本条例の検証機会は十分に確保されているか。

(3) 評価(下表「評価」欄の数字は、評価した委員の数です。)

【視点①】自治基本条例の検証機会は十分に確保されているか。

	評価内容	評価
A	十分評価できる	1
В	ある程度評価できる	4
С	評価できない	2

【評価理由・意見】

・章毎に検証したこと。他の自治体からの資料を参考にしたこと。

(4)『条例の見直し等』に関する提言

- ・推進委員会の答申内容は、議会や町民に広報すること。
- ・推進委員会の答申に対して、町長等がどのように対応し、どのような成果が出た のかという進捗状況を定期的にとりまとめ、推進委員会、議会、町民に報告するこ と。
- ・町独自で自治基本条例の検証と条例見直し案の検討を行い、自治基本条例推 進委員会に諮問するような仕組みをつくること。
- ・条例の解説文については、本答申を踏まえ見直すこと。